長崎県公安委員会指定 犯罪被害者等早期援助団体



公益社団法人長崎犯罪被害者支援センター



公益社団法人の認定を受けて

理事長 塩 飽 志 Ŕß

長崎犯罪被害者支援センターは、平成15年以来、NPO法人として活動を行ってきましたところ、 このたび、長崎県から、公益社団法人の認定を受けました。また、NPO法人時代に続いて改めて、 長崎県公安委員会から、犯罪被害者等早期援助団体の指定を受けました。

これもひとえに、正会員、賛助会員の皆様および関係機関各位のご理解とご支援の賜物であり、厚 くお礼申し上げます。

犯罪被害者は、命を奪われ、身体に傷害を負わされ、あるいは財産を奪われるばかりか、その後長く、 精神的経済的社会的苦痛に苦しみ続けます。それは、想像を絶するものであり、そのため被害者は、 通常の判断や行動がとれなくなり、引きこもりや生活の行き詰まり、家庭崩壊に至ることも稀ではあり ません。

このような苦しみから、一日でも早く元の平穏な生活に戻ることができるよう、少しでもお手伝いし たいというのが、私達の理念です。ご相談を受けたり、支援したりする数の多い少ないではなく、一人 一人の被害者に真剣に向き合っていく、というのが当センターのモットーであります。

このたび公益社団法人の認定を受けたことにより、より厚い社会的信頼が得られ、今まで以上に、 被害者支援を適正かつ確実に行うことができる団体となる基礎ができたと心得ております。

センターの活動にも、財政的基盤の確保が不可欠です。現在、当センターの運営は、正会員・賛助会 員からの会費、自動販売機売上金の一部からの寄付、関係機関からの補助金、委託金等で賄っておりま すが、まだまだ不十分です。今回、公益社団法人に移行したことにより、税における寄付金の控除が 可能になりました。(寄付金が経費になる)。何卒、倍旧のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

犯罪被害は、いつどこで誰が遭うかも分かりません。犯罪被害者支援の行き着くところは「被害者も 加害者もいない安全・安心なまちづくり」です。

このたびの公益社団法人認定を機に、一層の努力を致しますことをお約束し、皆様の一層のご理解 ご支援をお願い申し上げます。

これくらいの被害と一人でがまんしていませんか。 傷害事件・性被害・交通事故等による不安や悩みをお聞かせ下さい。



10:00~16:00(年末年始、祝祭日除<)

面接相談 電話相談のうえ予約が必要。弁護士・臨床心理士の専門相談も行います。

希望に応じて、警察・裁判所・病院・関係機関等への付き添い等も行います。 付き添い支援の際、支援員の交通費等は当センターで負担します。

●●●●●公益社団法人認定に寄せて●●●●





この度、長崎犯罪被害者支援センターが公益社団法人へ移行されましたことを心からお祝い申し上げます。

貫センターにあかれましては、平成15年3月、任意団体として発足以来、犯罪被害者等への支援や県民への普及啓発にご尽力をいただいておりますことに、深く敬意を表し、感謝申し上げます。

県内の犯罪の発生状況を見ますと、平成16年以降8年連続で減少しておりますが、殺人や強盗などの凶悪事件も依然として発生しております。

犯罪被害者等の方々は、犯罪により身体を傷つけられるなどの直接的な被害にとどまらず、その後においても 精神的な後遺症や治療に要した医療費の負担など、様々な問題に直面しておられます。

そうした中、貴センターが公益社団法人へ移行され、犯罪被害者等の方々への支援をより迅速かつ効果的に行う体制が整いましたことは、犯罪被害者等の方々が平穏な生活を取り戻すための大きな支えになるものと期待いたしております。

県におきましても、平成20年1月に「長崎県犯罪被害者等支援計画」を策定し、総合窓口を設置するとともに、 国、市町及び民間支援団体等との連携により、施策の推進に努めてまいりました。

また、平成23年3月には、県民の皆様のご理解とご協力を一層促すとともに、犯罪被害者等の方々の被害回復のプロセスを追加した「新長崎県犯罪被害者等支援計画」を策定し、犯罪被害者等への支援を総合的、体系的に推進していくこととしております。

今後とも犯罪被害者等の方々が安心して暮らすことができるよう、各種施策に取り組んでまいりますので、皆様方のなお一層のお力添えを賜りますようお願いいたします。

結びに、長崎犯罪被害者支援センターの限りないご発展と関係、皆様方の今後益々のご健勝とご活躍を祈念いたしまして、ご挨拶といたします。

長崎県警察本部長 入 谷 誠



長崎犯罪被害者支援センターにおかれましては、この度、新たに公益社団法人として 発足されましたことに対しまして、心よりお祝い申し上げます。

貴センターは、平成15年の発足以来、様々な犯罪被害に対する相談や付添い支援など、 幅広い活動に取り組まれ、犯罪被害者の方々の支えとなってこられました。

こうした活動が、社会的にも高く認められ、本年10月1日に公益社団法人の認定を受けられ、また、本年11月15日には、長崎県公安委員会から「犯罪被害者等早期援助団体」の指定を受けられたものであり、そのご苦労に対し、深甚なる敬意と感謝の意を表します。

さて、犯罪被害の支援をめぐりましては、平成16年12月、犯罪被害者等基本法が成立し、翌17年12月、 犯罪被害者等基本計画が策定され、国を挙げての被害者支援の礎が築かれました。

また、昨年3月には、犯罪被害者等の権利利益の保護が一層図られる社会づくりを目指し、「第2次犯罪被害者等基本計画」が策定され、更に充実した被害者支援に向けた取り組みが展開されております。

しかし、そうした中で、犯罪被害者の方々は、精神的ショックや経済的困窮、周囲の人の配慮ない対応などにより、今なお、多くの不安、悩みを抱えておられるのが現状です。

このような犯罪被害者の方々に、1日でも早く平穏な生活に戻っていただくためには、多くの関係する機関、 団体が相互に連携・協力し、途切れない支援を行うことが求められています。

長崎犯罪被害者支援センターは、知識・経験が豊富な専門職員による支援体制を整備され、また、関係機関・ 団体を繋ぐコーディネート的役割りを担われるなど、本県の犯罪被害者支援の推進力として、その地位を確立し てこられました。

今回の発足を契機として、今まで以上に被害者の方々の立場に立った被害者支援の取組が展開されますことを期待しております。

警察といたしましても、長崎犯罪被害者支援センターとの連携を一層強化し、効果的な各種支援施策を推進してまいりたいと考えておりますので、今後とも、皆様方のご支援、ご協力をよろしくお願いいたします。

最後に、長崎犯罪被害者支援センターの今後ますますのご発展とご活躍を祈念申し上げ、ご挨拶とさせていた だきます。

公益社団法人への移行に伴う 税の優遇措置について

当センターは、県民の皆様や多くの関係者の方のご協力により、平成24年10月1日に長崎県知事から公益社 団法人の認定を受けることができました。

当センターを支援活動する法人・個人の「寄付金」「賛助会費」につきましては、税制上の優遇措置が認めら れています。但し、「正会員会費」は寄付金に該当しないことになります。

「法人」が当センターに 一般の寄付とは別枠で 寄付した場合の優遇措置 について

一定限度までの金額を 損金算入することがで きます。

〈特別損金算入限度額の計算式〉 (所得金額の6.25%+資本金等の額の0.375%)×1/2

「具体例】

所得金額500万円 資本金等1,000万円の場合 (500万円×6.25%+1.000万円×0.375%)×1/2= 175.000円 までの寄付金額を損金に算入することができます。

「個人」が当センターに 寄付した場合の優遇措置 について

〈寄付金額を基礎に算出し控除額を税額から 直接控除できる税額控除制度〉 (寄付金合計額(総所得の40%が上限額)-2,000円) ×40%=控除額

[旦体例]

5,000円の賛助会費の場合 (5,000円-2,000円)×40%=1,200円 1,200円が所得税から控除されます ※控除対象額は、所得税額の25%が限度

- (注) いずれの控除についても、当センターが公益社団法人へ移行した平成24年10月1日以降の寄付金から 対象となりますが、「確定申告の手続きが必要」です。
 - ※損金算入限度額は資本や所得の金額によって異なります。詳しくはお近くの税務署もしくは税理士に ご相談下さい。

援センターの運営を支えてくださる皆様、こころより感謝申し上げます

芳名掲載をご了承いただいた方、団体、企業のみを掲載いたしました。順不同、敬称略

슺 寄 付 者 一 覧 表 (平成24年3月~9月30日 受付分) 全41件

〈正会員〉	山口佳英 小川	正幸	〈寄付者〉
塩 飽 志 郎	今 #	忠之	(財)長崎県警察職員互助会
前田和明	〈個人贊助会員〉 榎 並	茂則	種 元 毅
石見屋 力	野田一博 安本	眞 二	本 多 朗
大 塚 俊 弘	市川房夫原川	靖宏	山田勝也
松 永 公 隆	島 律子 松永	伸二	草 野 進
宇都孝志	橋本優高尾	慎 次	松尾礼子
高橋 秀彰	野田一博簡井	總子	江 越 道 生
山 中 義 雄	松 尾 整 子		THE THE STATE STATES
渡邊雅生	岩永光則 (団体)	遺助会員〉	※72 自動販売機設置者
満野 豊樹	古 田 和 幸 常在寺	住職 合川天心	※66 募金箱設置者
平 山 由美子	田川隆二 五島ラ	イオンズクラブ	※掲載を希望されない方 3名

賛助会員入会等のご案内

長崎犯罪被害者支援センターの活動を支えてくださる賛助会員を募集しています。 私たちの活動は、賛助会員の会費や寄付金で成り立っています。ご賛同いただける新規会員の入会またはご寄付をお待ちしています。 賛助会員・寄付者の方には、年2回会報誌を送付いたします。

賛助会員について(年額)		寄付について	郵 便 振 込
個人賛助会員 1口 3,000円/年		A = = = = = = = = = = = = = = = = = = =	回座 番号 01730-8-102986
 団体賛助会員	1口 10,000円/年	金額の多少にかかわらず、	加入 公益社団法人
※1ロ以上、何口でも結構です。		随時受け付けております。	者名 長崎犯罪被害者支援センター

会報へのご芳名掲載を希望されない方は、通信欄にその旨記載をお願いします。専用振込用紙ご利用の方は申し込んで下さい。

平成23年度事業報告及び決算報告

<収支決算報告>

■特定非営利活動法人長崎被害者支援センター

■一般社団法人長崎犯罪被害者支援センター

収	入	支 出			
科目	決 算 額	科目	決 算 額		
会費収入	1,570,000	事業費			
寄付金収入	7,957,717	相談・支援事業	7,300,874		
県受託費	5,009,000	広報事業	3,191,445		
市町村負担金	993,000	その他事業	688,173		
雑収入	4,490	管理費	4,979,748		
前期繰越金	861,435	次期繰越金	235,402		
収入計	16,395,642	支出計	16,395,642		

収	入	支	出
科目	決算額	科目	決算額
会費収入	0	事業費	7,000
寄付金収入	784,858	管理費	185,481
雑収入	3	什器備品購入	350898
前期繰越金	- 0	次期繰越金	241,482
収入計	784,861	支出計	784,861

[※]寄付金収入の内、自販機等収入は、4月~12月までは特定非営利活動法人で、1月~3月までは一般社団法人で計上

〈事業報告〉 相談支援・広報 (講演) 及び大きな広報活動

■相談・支援実績報告

電記	電話相談			相談者居住市町村(判明分)	
相談受け	相談者との 連絡調整	面接相談	直接支援	計	長崎市 62、佐世保市 17、島原市 8、諫早市 14、大村市 4、五島市 6、雲仙市 2、対馬市 2、時津町 1、長与町 6、
159	78	64	143	444	新上五島町 4、波佐見町 1、他県 3 地域不明 7 など

■直接支援区分

警察関連	裁判所関連	検察庁関連	行政等関係機関	弁護士	病院·臨床心理士	自宅訪問	物品提供	その他	計
3	12	25	20	15	10	3	1	54	143

■学校等講演実績報告

	18校	内:中学校 8校(公立)、高等学校10校(公立8校、私立2校)	受講者数	4,287名
学校講演	実施市町	長崎市 4、佐世保市 3、諫早市 2、島原市 2、南島原市 2、五島市 1、佐々町 1	壱岐市 2、対	馬市 1、
その他の講演	26回	特別講演会、中学校 PTA 総会、私学教育研修会、 被害者支援ネットワーク会議、少年院、刑務所ほか	受講者数	1,222名

平成24年度(10月~H25年3月)広報活動予定表

期 日	活動	場所等	時間	内容
10月~12月	ラジオ広告	FM 長崎:FM ヒットパレード内	毎週土曜日・日曜 日の夕方	3
11月21日	犯罪被害者週間 キャンペーン	長崎駅前 かもめ広場	12:15~13:00	広報グッズ等配付
11月25日	国民のつどい長崎 大会	NCC&スタジオ	13:30~17:00	広報グッズ配布(大会内容: 犯罪 被害者等による人形劇、講演、パネ ルディスカッション、ハンドベルなど)
12月1日	犯罪被害者週間キャンペーン・募金活動	長崎市浜の町アーケード	12:00~13:00	少林寺拳法長崎市連盟協力によ る募金活動
12月9日	人権フェスティバル	松浦市文化会館	12:00~16:30	広報グッズ配布、アンケート
1月18日	県警年頭視閲式	長崎市総合運動公園(かきどまり)	10:00~11:00	広報グッズ配付
2月16日	県警音楽隊定期演奏会	長崎市公会堂	13:30~16:00	パネル展示、広報グッズ配付

その他 ・センターホームページに年に数回、支援の事例を掲載しています。 犯罪被害者支援員等の方の支援状況が垣間見える紹介となっています。 被害者の方により信用・信頼していただけるようにとの思いも載せて紹介しています。

編集・発行

〒850-0057 長崎市大黒町3番1号 交通産業ビル4階 公益社団法人 長崎犯罪被害者支援センター TEL/095-820-4978 FAX/095-820-4377

編集後記

公益社団法人として、はじめての広報誌発行となります。今年度 は通常より3ヶ月遅れの発行となりましたが、公益社団法人として より一層充実した内容をお届けできるよう頑張ります。

3ページの「「個人」が当センターに寄付した場合の優遇措置について」(追記)

■個人の皆さまからの寄付金が、「税額控除」の対象になり、従来の「所得控除」(※1) に加えて「税額控除」のどちらか有利な方式を選択できるようになりました。

税額方式については、広報誌第3号の3ページに掲載いたしましたが、当センターが社団法人になってからの寄付等受入実績期間及び寄付者数等の要件を満たしていないため、税額控除の対象となるための県(行政庁)からの証明書発行が数年先となります。

つきましては、当面は、従来の所得控除のみとなりますので、ご理解等よろしく お願いいたします。

(※1) 所得控除の場合の計算例

寄付金額(注1) - 2,000円 を所得金額から控除

注1 所得金額の40%を限度とします。

[具体例]

3,000円の賛助会費の場合

(3,000円 - 2,000円 = 1,000円)(控除額)